



# 知っていますか？



# 自転車の安全ルール

## 車道が原則！

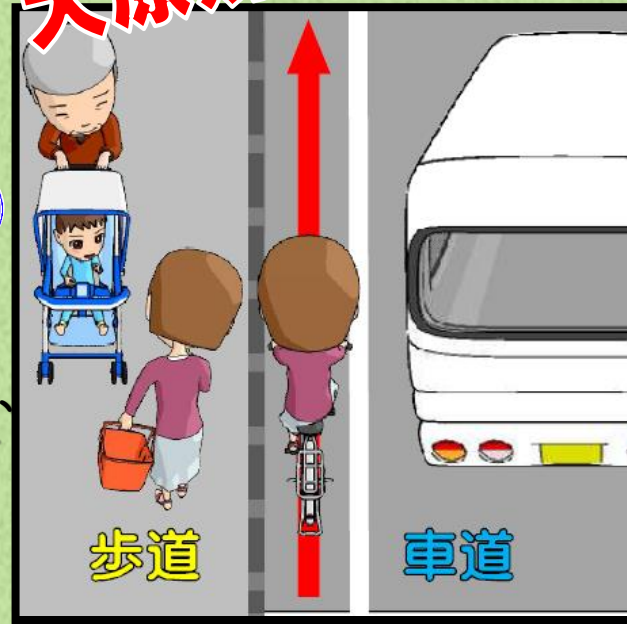
自転車は原則、**車道の左側端**を通行しましょう！

**例外的**に歩道を通行できるのは、



- ① 道路標識等により歩道を通行できるとされているとき
- ② 運転者が児童・幼児、70歳以上の人、車道通行に支障がある身体障がい者のとき
- ③ 車道又は交通上の状況に照らして歩道通行がやむを得ないときです。

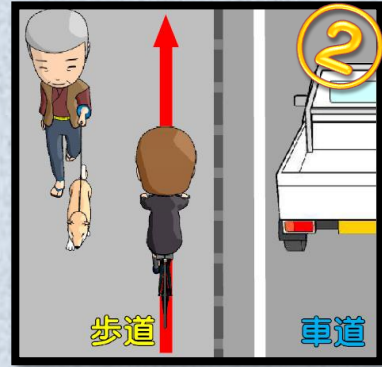
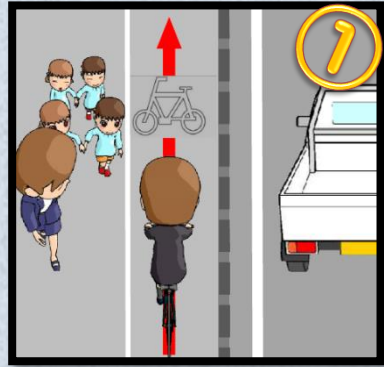
## 大原則！



## 歩道を通行するときは？

# 例外！

- ① 道路標示により通行すべき部分として指定された部分があるときは、その部分を徐行して通行
- ② 通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行
- ③ 歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。





# 守るばい！安全ルール

ルール違反してませんか？



## NO!! ルール違反!!



## 自転車運転者講習制度

一定の危険な行為を繰り返した悪質な運転者は、講習（有料）を受講しなければなりません。  
※受講に従わない場合、罰則あり

## 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用



熊本県警察



# 自転車損害賠償責任保険等の加入義務について

熊本県では条例の改正により、自転車損害賠償保険等への加入が令和3年10月1日から義務化されています。自転車保険に加入しているかどうかチェックしてみましょう。

自転車を利用中の事故により他人にけがをさせた場合に相手方を補償できる保険に加入していますか？

はい

分からない

いいえ



自転車にTSマークが貼られていますか？  
※点検日から1年以内のものに限られます

【参考】 TSマークの色によって補償限度額が異なります。  
赤色・・・1億円 青色・・・1000万円

はい

分からない

いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

はい

分からない

いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）、（一財）全日本交通安全協会の自転車会員のいずれかに加入していますか？

はい

クレジットカードをお持ちですか？

はい

いいえ

個人賠償責任保険が、基本補償又は特約としてついていますか？

はい

分からない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険等に加入しています

ご加入の保険会社・共済にご確認ください。  
※ 相当する補償がない場合には、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう

自転車事故により1億円近くの高額賠償事例が発生しています。

自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう

※自転車損害賠償保険等に関しては熊本県のホームページをご参照ください →



+ワンポイント

補償が十分かチェックしてみましょう

補償の対象  契約者本人のみ  家族含む

補償期間 年 月 まで有効

保険加入先(保険代理店等)  
連絡先

補償内容(補償額)

- 事故の相手方への補償
  - 生命・身体  無制限  万円  無し)
  - 財産  無制限  万円  無し)
- 契約者等自身の補償
  - 生命・身体  無制限  万円  無し)
  - 財産  無制限  万円  無し)

※ 万が一に備えて調べておきましょう

※ 望ましい保険・・・対人賠償(死亡・怪我) 支払い限度額 1億円以上

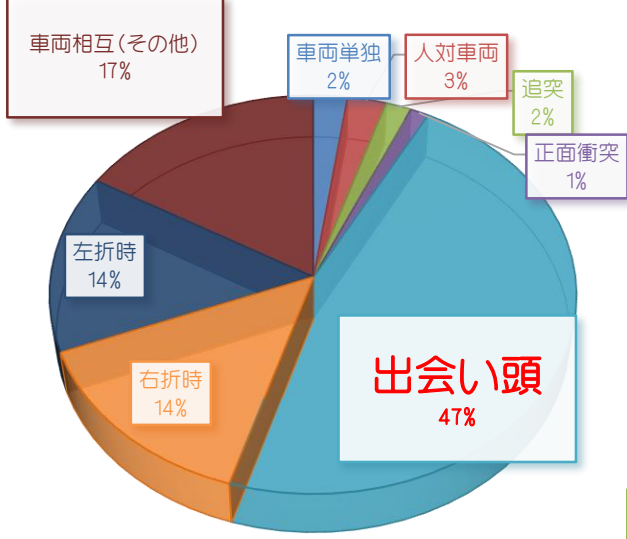


平成29年～令和3年の間の自転車が関与する交通事故発生状況 (熊本県内)

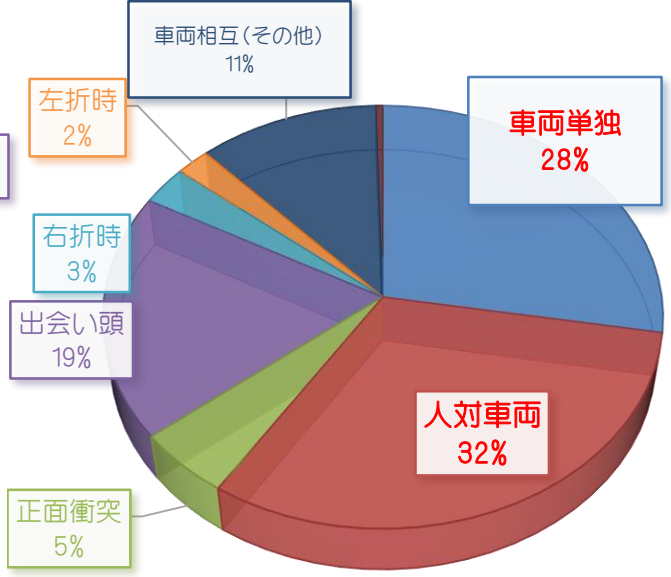
発生件数 2,883件 死者数 41人 負傷者数 2,877人



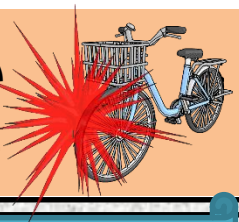
自転車に関与する事故



自転車が第1当事者の事故



- 自転車に関与する交通事故では**出会い頭事故**が全体の約半数と最も多い
- 自転車が第1当事者となる事故では、**人対車両**や**車両単独** (自損事故) が多い



乗車前の点検項目 (チェックリスト)

乗る前には点検でしょ！  
「**ブタとチェーン**」と覚えよう！



ブレーキ

- 効き具合は適正か
- ブレーキゴム類の減りはないか
- レバーの引き代に余裕はあるか

タイヤ

- 切り傷、摩耗はないか
- 空気圧は適正か

灯火(とうか)・リフレクター

- 点灯、照射は正常か、故障はないか
- 汚れ、ガタつき、変形等はないか

チェーン

- 油ぎれ、たるみはないか
- ギアとのかみ合わせは適正か

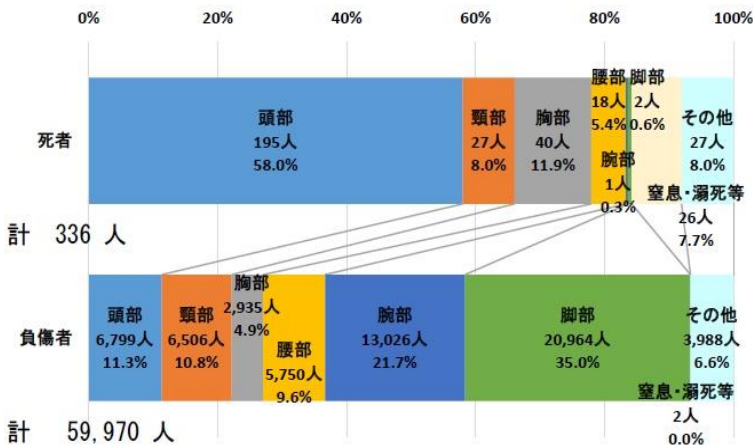
# 自転車も

# ヘルメットをかぶろう

令和4年10月1日から

熊本市では条例によりヘルメット着用が努力義務となります。

ヘルメット非着用の自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位別比較【令和3年】



令和3年中の全国における交通事故の発生状況

ヘルメット着用状況別の致死率比較【令和3年】



(注)・「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

死者の損傷部位の約6割が頭部に集中

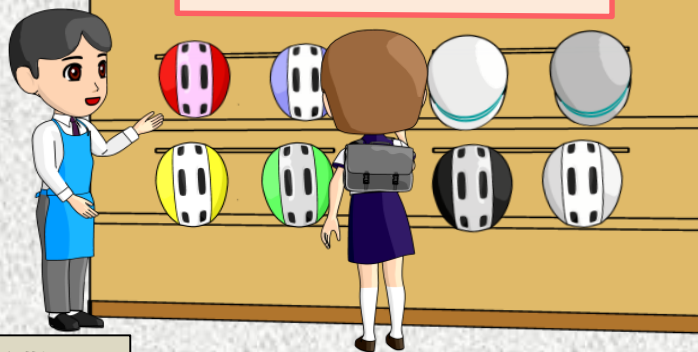
頭部を守るために、

- ・ 確実なヘルメットの装着
- ・ あごひもをしっかりと締める



ヘルメット  
ダサくない  
カッコいい

ヘルメットコーナー



熊本県警察